ＳＩＢを活用した空き家対策・移住促進・創業支援等の業務委託に係る公募前事業説明会及び合同サウンディング型市場調査実施要領の結果

令和８年１１月１１日
射水市観光まちづくり課
商工企業立地課

令和８年８月及び９月に実施したサウンディング型市場調査を踏まえ、改めて本事業の構想等を民間事業者の皆さまに広く周知し、事業への理解を深めていただくとともに、本事業に関心のある民間事業者間での情報交換の場を提供することを目的とし、公募前事業説明会及び合同サウンディング型市場調査を実施しました。

その調査結果を公表します。

１　実施経過

日　程	内　容
令和８年１０月５日（月）	実施要領の公表（市ホームページ）
令和８年１０月５日（月） ～令和８年１０月２３日（金）	サウンディング型市場調査への参加受付
令和８年１０月３０日（金）	公募前事業説明会及び合同サウンディング型市場調査の実施

２　参加事業者

１２者

３　質疑応答

Ｑ　対象となるエリアはどこからどこまでなのか。

Ａ　市全域である。

Ｑ　この事業を通してどんなまちづくりしたいのかなどの将来的なビジョンがあるのか。

Ａ　この PFS/SIB 事業は一つの手法である。それぞれの地域のまちづくりのビジョンは、この事業と別に作られるべきと考えている。

Ｑ　空き家が増えている一番の要因はどのように考えているのか。

Ａ　複合的な理由が絡み合っていると分析しているが、最大の要因は、人口の減少であると認識している。

Ｑ　移住者は、住居、ビジネスのどちらとして移住されているのか、割合を教えてほしい。

Ａ　後日、回答したい。

【補足】「本市における具体的な統計データはないが、起業等で移住されるケースは割合としては多くないと考えられる。

Ｑ　３つの業務と中間支援組織が行う業務を一括して発注するのか。

Ａ　市が公募する対象は中間支援組織であり、この事業者が、３つの業務を再委託するスキー

ムが標準的であると考えている。

Q　４つの業務についてグループを組んで実施するといった意図はあるのか。

A　共同企業体という形でのエントリーが望ましいという意見が多いのであれば、検討する必要があると考えている。

【補足】「中間支援業務」と「他の３つの業務」を、担当者と経費の面で明確に分離・区別していただく必要がある。また、市は中間支援組織を公募するが、３つの業務の主な提携先となる想定事業者をお示しいただくことを想定している。

Q　出資募集の条件について、具体的な数字が出ているが、ある程度定まった数字なのか。

A　仮置きの数字である。なお、全額出資が集まらない場合、助成しないというわけではないことをご理解いただきたい。

Q　SIB による出資募集について、現時点での資料では、市の予算が原資になっているが、そうすると SIB によって資金を集めても、市の支出が少なくなるという効果はないと思うが。

A　お見込みのとおり。ただ、資料１５ページの図の赤い点線の部分を緑色の成果連動の部分に広げていくとするならば、場合によっては財政支出の抑制される可能性はある。ただし、それがこの事業の目的ではない。

【補足】客観的な成果指標に基づいて行政コストをより適正に負担しながら、社会課題の解決により将来的な行政コストの削減に結びつけていくという仕組みである。

Q　成果を達成した場合、市が支出することになっているので、予算は確保しておかないといけないのではないか。

A　その通りである。事業期間を３年または５年とした場合に、その年数分に最大限かかる費用については、債務負担行為を設定する。

Q　ロジックモデルと成果指標の案について、かなり確定に近いのか、それとも、変動の可能性があるのか。

A　変動の可能性があるので、ご意見いただきたい。

Q　支払いと連動する成果指標案が６つ示されているが、この事業を実施して何年後に達する目標値なのか。それぞれの指標によって想定されている年数が違うと思うが、大体の想定されている年数があれば教えてほしい。

A　成果指標ごとに年数を設定することもあり得ると考えている。例えば、「相続に課題を抱える放置空き家の解決件数」は、市としてチャレンジングな目標であるが、これを１年でやるのは難しいと考えている。一方で、「空き家バンクの登録件数」や「県外移住者」、「創業・新規出店件数の増加」については、単年度で見ていくことができると考えるし、場合によっては１年のうちに何回か評価委員会を開いて、早めに成果報酬分を支払いすることも考えている。

Q　中間支援組織を応募する時点では、それぞれの成果指標が何年以内に成果を達成するといったことが示されるのか。

A　その通りである。

Q　成果を独立した評価機関が評価・報告とあるが、必須なのか。評価されなくても支払うことはあるのか。また、独立した評価機関の構成はどのように想定しているのか。

Ａ　法的に義務付けられているものではないので、独立した評価機関を設けずとも評価できる場合においては、設ける必要はないと考えている。ただし、今回は全国にも例がない取組であり、かつ成果指標が複数にわたっているので、現時点においては独立した評価機関が評価すべきと考えている。構成としては学識経験者を中心とした組織を想定している。

Ｑ　賃貸住宅や店舗宿泊施設などへの改修については、例えば、空き家探しのコーディネートを行い、リノベーションのサポートなどをしながら、改修に結びついていたもののうち、助成をした施設数が評価対象になるという理解でよいか。また、助成の仕組みは事業者側で考えるのか。

Ａ　プロセスを詳細に確認するかは未定であるが、助成施設の改修完了確認をもって評価対象とする。また、助成の仕組みは市で決めて、公募時には示したい。

４　今後のスケジュール（案）について

今回の調査結果を踏まえ、中間支援組織選定に係る実施要領（公募型プロポーザル方式）を整理するとともに、公募前事業説明会及び合同サウンディング型市場調査を開催する予定としています。

令和８年１２月下旬	公募型プロポーザル実施要領の公表（市ホームページ）
令和９年　２月上旬	優先交渉権者選定委員会によるプレゼンテーション審査
４月	事業開始